報道資料3

令和２年５月 12 日

報道機関各位

税務課長
高齢介護課長
健康づくり課長
商工課長

三条市 SANJO CITY

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援（第3弾）

緊急事態宣言の延長等を受け、影響を受ける事業者等の雇用の維持と事業の継続などを図るため、次の支援を実施します。

１　事業継続等支援補助金における固定費補助制度の新設

現行の休業手当等、家賃賃借料等、固定資産税等、水道料金等に対する補助に加えて、新たに次の固定費を、ひと月当たり 10 万円を上限に補助する制度を設けます。（支援期間：令和２年４月１日から５月 31 日まで）

備品等リース料、光熱費、通信費、保険料、車両維持費、福利厚生費など

２　雇用調整助成金の前倒し貸付け

雇用調整助成金の支給に時間を要していることを踏まえ、市独自の上乗せ補助に加え、国から助成金が支給される前に、国の助成金の 50%相当額を無利子で貸し付けます。

支援期間：令和２年４月１日から５月 31 日まで

３　雇用調整助成金つなぎ資金利子補給金制度

三条信用金庫が行う「さんしん雇用調整助成金つなぎ資金※」の貸付を受けた市内の事業者に対し、利子を全額補給します。

※　国の雇用調整助成金が支給されるまでのタイムラグを解消するための融資制度

４　市税等の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方を対象に市税等の減免を行います。

(1)　個人住民税

ア　対象者

(ｱ) 国の持続化給付金を受ける個人事業者

(ｲ) 国の持続化給付金を受ける事業者から給与等を受けている者で、かつ、令和２年１月から５月までの間で、任意のひと月の収入が前年同月比で 50%以上減少している者（国の雇用調整助成金の対象となっている者を除く。）

イ　減免する金額　令和２年度 第１期分

(2)　国民健康保険税

ア　対象世帯

(ｱ) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯

(ｲ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯

・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の３以上

・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下

・減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

イ　減免する金額

上記(ｱ)…全額免除

上記(ｲ)…減免の対象となる国保税額※１×減免の割合

前年の合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	全部
400 万円以下	８/10
550 万円以下	６/10
750 万円以下	４/10
1,000 万円以下	２/10

※１　世帯全体の国保税額×世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額÷世帯全体の前年の合計所得金額

ウ　適用期間

令和２年２月１日から令和３年３月 31 日までの納期限のもの

(3)　介護保険料

ア　対象者

(ｱ) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第１号被保険者（65 歳以上）

(ｲ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第１号被保険者（65 歳以上）

・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の３以上

・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

イ　減免する金額

上記(ｱ)…全額免除

上記(ｲ)…減免の対象となる保険料額※２×減免の割合（今後変更になる可能性があります。）

前年の合計所得金額	減免の割合
200 万円以下	全部
200 万円超	８/10

※２　第１号被保険者の保険料額×主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額÷主たる生計維持者の前年の合計所得金額

ウ　適用期間

令和２年２月１日から令和３年３月 31 日までの納期限のもの

５　申請・申込窓口

(1)　４月 23 日（木）～５月 31 日（日）

厚生福祉会館（三条市旭町２－６－11）

※　土・日曜日も受け付けています。

(2)　６月１日（月）～12 月 30 日（水）

経済部商工課（市役所第二庁舎内）

※　受付時間は午前９時～午後５時です。

担当:商工課　商工係
電話:0256-34-5610